

大型 MICE 施設に係る公共交通検討業務（R6） 仕様書

1. 委託業務名

大型 MICE 施設に係る公共交通検討業務（R6）

2. 履行期間

契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 21 日までとする。

3. 業務目的

沖縄県では、中城湾港マリンタウン地区において大型 MICE 施設の整備を計画しており、同地区をマリンタウン MICE エリアと位置づけ、MICE に必要な宿泊施設や MICE 開催時以外でも賑わいをうむ商業施設等の立地に向け取り組んでいる。令和 4 年 8 月に『マリンタウン MICE エリア形成事業基本計画』（以下、基本計画）が公表され、大型 MICE 施設の配置計画や施設計画等の新たな方針が示された。

過年度調査では、大型 MICE 施設に起因する交通需要に対して、渋滞の状況確認・解消効果等を定量分析することができる『交通マイクロシミュレーションモデル（以下、シミュレーションモデル）』を活用し、ある一定の条件下における課題を抽出し、大型 MICE 施設内混雑緩和施策の検討・検証を実施したところである。

本業務においては、（1）大型 MICE エリアでのイベント実施時の交通状況を把握し、（2）大型 MICE エリアまでの交通利便性向上施策の検討を実施する。

4. 業務内容

（1）大型 MICE エリアでのイベント実施時の交通状況の把握

過年度検討におけるシミュレーションの結果より、大型 MICE 施設での大規模イベント終了後周辺で長時間にわたる道路の混雑が発生する可能性が示されている。MICE エリアから国道 329 号、331 号に流出する交差点がボトルネックとなることが主たる要因であり、イベント時の交通運用方策検討には、同エリアで大規模なイベントが開催された際の交通状況を確認しておくことが重要である。そこで、実際に MICE エリアでイベントが開催される際の混雑状況の調査^{※1}・とりまとめを行い、周辺道路交通状況変化の分析を行うとともに、過年度業務の成果との比較・検証を図り、大型 MICE エリアの混雑緩和施策の検討を行う。

2024 年 8 月 3 日（土）、4 日（日）に開催される与那原大綱曳まつり^{※2}を対象とし、大綱曳行列の開始前、終了後計 6 時間程度^{※1}を対象とする。

※1 調査の実施時間はイベント日の駐車場運用等を踏まえ担当職員と協議の上決定する。

※2 参考：第 42 回与那原大綱曳まつりについて（与那原町 HP）

① イベント時の交通状況調査

- ・ 下図に示す4つの交差点について、信号現示及び方向別の交通量を調査する。
- ・ 大規模な渋滞が発生しており、その末尾が確認できる場合は適宜最後尾の写真を記録に残す。
- ・ 事前に交通管理当局へのヒアリングを行い、イベント当日の交通運用や信号現示、臨時駐車場等の情報を確認し、発注者と協議の上で詳細な調査内容を調整する。
- ・ **【提案】 調査精度を高める取り組み**



図 交通量調査箇所（案）

② 交通状況調査結果のとりまとめ

- ・ 通常の週末との交通状況を比較するため、トラフィックカウンターデータ^{*3}を用い、イベントのない通常の週末とイベント当日（3日、4日の2日間）の交通量変化を整理する。

※3 トラフィックカウンターのデータは、発注者から貸与予定。

- ・ ①の調査結果をとりまとめ、過年度業務の成果のうち、未対策時のシミュレーション結果との比較、考察を行い、大型 MICE 施設において大規模なイベントが実施される際に想定される課題を整理する。
- ・ **【提案】 分析・評価精度を高める取り組み**

【参考：過年度検討した混雑緩和策の検討】

- ・ 未対策時
- ・ ①主要地点からのシャトルバス利活用
- ・ ②空港からのシャトルバス増便等
- ・ ③移動の分散化
- ・ ④公共交通利用促進施策
- ・ ①～④の同時実施
- ・ ①～④+⑤信号制御の最適化
- ・ ①+②+⑤信号制御の最適化

(2) 大型 MICE エリアまでの交通利便性向上施策の検討

大型 MICE エリアでのイベント開催時に想定される交通渋滞について、過年度業務の成果および今年度調査内容を踏まえ、大型 MICE エリアまでの交通利便性向上施策の検討を行う。

- ・ 過年度業務成果及び(1)で整理した課題から必要な対策メニューと対策の規模感、渋滞解消までのタイムラインを検討する。
- ・ 対策メニューを実施する際の関係者との協議を行うため、生じる課題と必要な対策案を簡潔に整理した資料を作成する。
- ・ 対策の関係者に対し、対策への協力意向の確認、協議を行う。
 - 路線バスの増強やシャトルバスの運行可能性に関する交通事業者との協議
 - パーク&ライドの実現可能性に関する民間の駐車場所有者との協議 等
- ・ 関係者協議は、検討成果を踏まえ担当職員と協議の上決定する。

(3) 提供資料（業務契約締結後）

【シミュレーション情報】

- ・ シミュレーションネットワーク（NW）図
- ・ 信号現示設定情報（位置情報、信号現示）
- ・ 交通規制情報（区間情報、規制内容）
- ・ 断面補正実施箇所情報（位置情報、時間帯別交通量）

※上記の一部情報については、情報発信元の再確認が必要な場合があります。

【過年度検討業務】

- ・ 令和4年度大型 MICE 施設に係る公共交通検討業務（R4-1）報告書
- ・ 大型 MICE 施設に係る公共交通検討業務（R5）報告書

(4) 報告書作成等

- ① 本業務の報告書は、上記(1)～(2)の基礎情報及び検討結果や必要なバックデータ、図表について盛り込まれていること。
- ② 報告書のとりまとめにあたっては、調査内容について体系的に整理し、図表やイメージ図等を用いて、わかりやすい内容とするよう努めること。
- ③ 市町村に情報提供する資料等についても、市町村担当者が理解できるよう図表やイメージ図等を用いて、わかりやすい資料の作成に努めること。

(5) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、3回実施するものとする（中間1回）

5. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ・ 報告書（A 4 版） : 3 部
- ・ 報告書概要版 : 3 部
- ・ 電子データ : 1 部
- ・ その他担当職員から指示のあったもの : 1 式

6. 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50 %を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・ 市町村や自治会担当者等との連絡調整業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力および集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの